

名古屋都市計画地区計画の決定 【豊山町決定】

都市計画名古屋空港周辺林先地区計画を次のように決定する。

名	称	名古屋空港周辺林先地区計画
位	置	豊山町大字豊場の一部
面	積	約 10.4 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、中部国際空港の開港にあわせて「都市型総合空港」として機能転換が図られた県営名古屋空港に隣接する旧名古屋空港ターミナル用地の一部であり、かねてより空港へのアクセス道路が広域道路網に接続していることから、交通利便性の非常に高い地区である。</p> <p>こうした立地条件を最大限活かし、地域振興に貢献する土地利用転換を図ることで、臨空港都市として、空港と連携した地域の活力をけん引する新たな広域交流拠点を形成する。</p>
	土地利用の方針	<p>新たな交流拠点の形成のためにふさわしい施設を配置する。</p> <p>本地区は、一般の市街地に隣接しているため、周辺地域環境への影響等に配慮したものとする。</p>
	地区施設の整備方針	<p>周辺市街地と緩衝帯となる潤いと憩いの空間としての公園及び緑地を配置する。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地域の交流拠点として、多様な機能を結合させ、人々の交流と賑わいのある空間を創出するような建築物を配置する。</p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、本地区の土地利用にふさわしい都市環境形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p> <p>周辺市街地との調和に配慮し、地域の新たな拠点として相応しい都市景観形成を図る。</p>

地 区 整 備 計 画	地区施設の配置 及び規模	公園 約 2,500 m ² 緑地 約 3,200 m ² 配置は計画図表示のとおり
	建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1 物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店 2 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 3 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗 4 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの 5 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 6 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 7 劇場、映画館 8 事務所 9 診療所 10 専修学校及び各種学校その他これらに類するもの 11 作業場の床面積の合計が150 m ² を超えない自動車修理工場 12 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号に該当するもの 13 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもののうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の4第1号から第4号に定める公益上必要な建築物 14 前各号の建築物に附属する自動車車庫及び倉庫
	建築物の容 積率の最高 限度	10分の20
	建築物の建 ぺい率の最 高限度	10分の6
	建築物等の 高さの最高 限度	航空法（昭和27年法律第231号）第49条に規定する制限表面（進入表面、転移表面、水平表面）の高さ

		<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。</p> <p>2 屋外広告物は建築物と一体のもの、または歩行者空間と調和のとれたものなどとし、設置位置、形態、規模、意匠などについて十分配慮がなされ、良好な都市環境の形成に寄与するものとする。</p>
--	--	-----------------------	---

「区域は計画図表示のとおり」